

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和4年3月25日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和4年3月25日（金） 午前10時 開会
午後 0時9分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 村上英明 副委員長 香川良平 委員 増永和起
委員 西谷知美 委員 光好博幸
議長 南野直司 副議長 三好俊範
議員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 織田裕太

1. 案件

- ・追加議案について
- ・議案第1号 令和4年度摂津市一般会計予算所管分
- ・議案第10号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第15号）所管分
- ・議事日程、扱いについて

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

さて、今定例会におきまして、当初発送いたしました提出案件以外にも、人事案件及び補正予算案件の2件の議案を追加提案させていただきたいと思っております。

皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

その概要につきましては総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和4年第1回市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第28号は令和4年度摂津市一般会計補正予算(第1号)でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和4年度においても継続的な対応が必要である事業に対する予算を継続するもので、現計予算額443億4,100万円に補正額1億4,803万6,000円を追加し、補正後の予算額を444億8,903万6,000

円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、市内医療機関に対する検体採取実施の補助、陽性者の自宅療養の支援及び学童保育の運営に係る職員の処遇改善に係る委託経費でございます。

次に、議案第29号は監査委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は監査委員の馬場博氏の辞任に伴い、新たに石川晴久氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、令和4年第1回定例会追加提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けいたしますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆様は退席していただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○村上英明委員長 それでは、再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

牛渡局長。

○牛渡事務局長 それでは、議案第1号、令和4年度一般会計予算のうち、議会費に関わります部分につきまして、先般、配付させていただきました令和4年度当初予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

はじめに歳入でございますが、款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入の

内訳といたしまして、私用電話使用料は主に電報発信に係るものでございます。

電子複写機使用料は議会事務局内のコピー機に係る各会派の使用料でございます。

次に、歳出につきまして、款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は、議員19名分の議員報酬及び会計年度任用職員報酬でございます。

会計年度任用職員報酬は自動車運転嘱託員及び議会秘書業務嘱託員の報酬でございます。

令和3年度までは議会秘書業務を職員派遣委託料で計上しておりましたが、令和4年度より会計年度任用職員として計上するため、議会秘書業務嘱託員2名分を増額しております。

節3職員手当等のうち、議員期末手当は、6月及び12月の支給率が共に1.925か月で年3.85か月、前年度に比べ185万4,000円の減額となっております。

その下、期末手当につきましては、自動車運転手嘱託員及び議会秘書業務嘱託員の期末手当でございます。報酬と同様に、議会秘書業務嘱託員2名分を増額しております。

節4共済費のうち、議員共済給付費負担金につきましては、共済給付金の給付に要する費用に係る、総務省が毎年示します公的負担金率が前年度の33.6%から32.2%に引き下げられ、前年度に比べ172万4,000円の減額となっております。

節7報償費は、手話通訳者派遣費及び政務活動費の検査員等に係る費用で、前年度に比べ24万6,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、政務活動費の検査員に係る費用を実績を鑑み見直したことによるものです。

節8旅費は、常任委員会及び議会運営委員会における行政視察を実施するための予算で、前年度に比べ73万円の減額となっております。この主な要因はこれまでの実施状況を基に見直したことによるものです。

その下の費用弁償につきましては、自動車運転嘱託員及び議会秘書業務嘱託員に係る費用弁償として計上しております。令和4年度より議会秘書業務嘱託員2名分を計上し、40万8,000円の増額となっております。

節10需用費は、前年度に比べ960万円の減額となっております。この主な要因といたしましては、前年度計上しておりました議会だよりの改選号発行に係る費用と議場マイクシステム改修に係る費用の減額によるものです。

節11役務費のうち、通信運搬費は議会事務局が所有いたしません携帯電話の通話料を計上いたしております。

節12委託料は、前年度に比べ965万2,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、秘書2名分の職員派遣委託料を全額減額し、令和4年度より会計年度任用職員報酬として計上することによるものです。

また、議会だより全戸配布業務委託料のうち、改選号の発行分に係る費用を減額しております。

節17備品購入費、図書購入費は議会図書室用に所蔵する書籍の購入費として前年度まで計上しておりましたが、購入する書籍の内容を精査し、令和4年度より同額を消耗品費として計上しております。

以上、令和4年度一般会計予算所管分の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和3年度

一般会計補正予算（第15号）所管分のうち、議会費に関わります部分につきまして、同じく補正予算説明書に基づきながら説明をさせていただきます。

いずれも減額補正で、年度末を見通した中で執行状況を精査いたしまして、不用額を減額するものです。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節1 報酬の会計年度任用職員報酬につきましては、自動車運転嘱託員に係る報酬で、年度末見込みにより減額するものです。

節3 職員手当等の期末手当につきましては、会計年度任用職員に係るもので、新型コロナウイルス感染症の影響による勤務日の減少に伴い期末手当が減額したことにより差額分を減額するものです。

議員期末手当につきましては、令和3年12月期の支給割合が2.0月分から1.85月分に改定されたため、その差額を減額するものです。

節7 報償費につきましては、友好都市との交流時に贈呈する記念品代、手話通訳者派遣費及び政務活動費の検査員に係る経費で、年度末見込みにより減額するものです。

節9 旅費につきましては、常任委員会及び議会運営委員会における行政視察及び議長会などに参加するための予算で、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により旅費を伴う行政視察等を実施しなかったため減額するものです。

普通旅費につきましても同様の理由により減額するものです。

会計年度任用職員の費用弁償につきましては、執行がなかったため全額を減額しております。

節10 需用費の消耗品費につきましては、事務局で使用しているパソコン用プリ

ンタ及びカラープリンタに係るトナー代と用紙代ですが、使用状況における年度末見込みにより減額するものでございます。

食糧費についても、使用状況における年度末見込みにより減額するものでございます。

印刷製本費につきましては、議会だよりの発行に係る経費で、年度末見込みにより減額するものでございます。

節11 役務費は、議会事務局が所有いたします携帯電話の通話料及びFAX回線の架設や休止に係る経費で、年度末見込みにより減額するものでございます。

節12 委託料につきましては、職員派遣委託料、領収書等イメージファイル作成委託料、議会だよりの全戸配布業務委託料で、いずれも年度末見込みにより減額するものでございます。

節18 負担金、補助及び交付金の政務活動費につきまして、1年分の交付申請がございませんでした1会派と、下半期の交付申請がございませんでした1会派分につきまして、減額をするものでございます。

北摂市議会議長会負担金につきましては、令和3年度は負担金の徴収が行われなかったため全額を減額するものです。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第15号）所管分の補足説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 予算説明書の4ページに印刷製本費、議会だよりの予算が前年と比べると引き下げが行われています。また、6ページで議会だよりの全戸配布業務委託料も引き下げられています。

補正予算でもそれぞれ引き下げになっ

ているので、これは実態に合わせて下げたと思うんですけれども、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

もう1点、当初予算説明書の6ページ、会議録検索システム、それから本会議の映像配信サービスが計上されています。動画配信を今行っていて、摂津市議会の内容をよりリアルに市民の皆さんに知っていただくことをこの間やってきたわけですが、ホームページのアクセス数などが分かりましたら教えていただきたいと思えます。

以上、2点です。

○村上英明委員長 それでは、答弁を求めます。

大西局次長。

○大西事務局次長 増永委員からの2点のご質問にご答弁させていただきます。

まず1点目でございます。議会だよりの令和3年度と令和4年度の変化についてでございます。

令和3年度につきましては、議員皆様の改選がございましたので、議会だより臨時号分を増額として当初の予算に計上しております。その分につきまして、令和4年度は削減をさせていただいております。あと、多少の実態に合わせた部分に関しては数字の精査をさせていただいております。

続きまして、2点目でございます。ホームページのアクセス件数、ライブ配信のアクセス件数についてでございます。

まず、ホームページのアクセス件数につきましては、延べになります。令和3年度につきましては1年間で45万1,892件となっております。毎月、少し増減はございますけれども、3万5,000件ぐらゐがアベレージとなっております。

ライブ中継のアクセス件数につつま

ては、これも全て延べ件数でございますけれども、令和3年度につきましては8,574件となっております。

ちなみに第1回定例会、つまり現在行われている定例会でございますけれども、こちらで1,637件、第4回定例会で1,446件、第3回の定例会で1,845件、第2回の定例会で3,586件がライブ中継のアクセス件数となっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 議会だよりの今年度の予算の減額については内容が分かりました。

また、様々、議会だよりも工夫しながら皆さんに結構見ていただいております。決算審査のときに、広報の間に挟まっているとの話もさせてもらったんですけど、今は広報の間に挟まることなく届くので、議会だよりとして認識できるようになったと思えます。引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。これは要望とします。

映像配信ですけれども、ホームページ全体のアクセス数は、延べですから一人が何回も見るとか、議員が検索するとか、そういうこともひっくるめての件数と思うんですけど、ライブは桁が一つ少ない、録画配信はこれと別個だと思うんですけども、やっぱり、市民の皆さんに映像で見ていただく。せっかくライブ配信もして、録画配信もしているの、しっかり見ていただくこと、また、ホームページでもっと議会のことを知りたいと思ったとき、どんなことをしているのか、また、自分の興味のあることは、一体、今どうなっているのか、ちょっと見たいときになかなか探すのが難しいこともあります。

国会の中継だとYouTubeでアッ

プされたりとかいろいろと工夫があつて分かりやすくされているようなものもあるんですけども、それぞれ皆さんSNSで発信などもされていて、もっと目に触れやすいように工夫ができないかと思つているところです。

もちろん予算のことだけとか、それから技術的なことだけではなくて、どこまでやつていいのかとか、どこまであかんのかとかいうようなことを議員の中でしっかりと一致点を見つけていくことは前提とはなるんですけども、ホームページでライブ配信、録画配信に対して、方法を何か事務局として改善していくことが今考えられているのかお伺いしたいと思います。

○村上英明委員長 質問は1点ということで。

大西局次長。

○大西事務局次長 増永委員のお問いについてご答弁をさせていただきます。

ホームページであつたり、録画配信の改善でございます。

まず、録画配信につきましては、正直申し上げますと、これ以上、テクニカルな部分も含めて改善するのはなかなか難しいと思つております。

以前もお問いをいただいておりますけれども、録画配信の期間を少し短くして市民の皆様に見ただけのようなスピード感は多少改善していけると考えているところです。

ホームページにつきましては、具体的に申し上げますと、ホームページを全て変えていくとなつたときに、イニシャルコストで数百万円の金額がやはりかかつてまいりますので、その辺も含めて、こういった形が一番いいのかを、議会事務局の単独のホームページでございますので研究をし

てまいります。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 なかなか予算も多くかかるし、技術的にも難しいとの話でございました。

しかし、やはりデジタル化とも言われておりますし、市民の皆さんにとってアクセスしやすい、市議会がもっと身近に、すぐどんなことをやっているのかがぱっと調べられる。そういうものにできるだけ近づけていくのは、必要なことかと思つたので、これからも議会運営委員会の中でも議論を重ねながら、また、議会事務局にもテクニカルの問題、予算の問題等いろいろと助言ももらいながら考えていきたいと思つておりますので、要望としておきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、以上で質疑を終わります。

それでは、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よつて本件は可決すべきものと決定をいたしました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よつて本件は可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩します。

(午前 10時 24分 休憩)

(午後 0時 再開)

○村上英明委員長 では、議会運営委員会を再開します。

議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、議会議案の上程に関わりまして、3月29日の議事日程についてご説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など23件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。その23件を採決グループごとにまとめるように順序を並べ替えて、備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号及び議案第24号が一括起立採決、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第25号及び議案第26号が一括簡易採決でございます。

日程3が、本日提出されました追加議案の議案第29号、監査委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に簡易採決と備考欄に記載いたします。

提案理由の説明、質疑を受けた後、即決となります。

日程4が、本日提出されました追加議案第28号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程5が、本日上程が決まりました意見

書等ございまして、一括上程の上、即決でございます。

採決グループごとに並べ替えて申し上げますと、議会議案第2号、議会議案第3号、議会議案第4号、議会議案第5号、議会議案第7号、議会議案第8号、議会議案第9号、議会議案第10号及び議会議案第11号は一括簡易採決、議会議案第6号は起立採決と備考欄に記載いたします。

日程6は常任委員会の所管事項に関する事務調査の件ございまして、こちらについては備考欄に簡易採決と記載いたします。

3月29日の議事日程並びに議会議案、それから常任委員会の所管事項に関する事務調査表につきましては、本会議開会までに議場配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村上英明委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定をいたします。

暫時休憩します。

(午後0時3分 休憩)

(午後0時4分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

次に、鳥飼まちづくりに係る特別委員会の設置についてであります。

2月16日に開催されました本委員会で、4月から改めて協議を開始していくことが決定をされてきましたけども、今後実施されるパブリックコメントの結果を確認した上で協議を行っていきたいと考えております。

協議日程につきましては、パブリックコ

メントの実施後、改めてお示しをさせていただきたいと考えておりますけども、何かご意見等々ございますでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午後0時5分 休憩)

(午後0時6分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

次に、タブレット端末の導入についてであります。

配付しましたタブレット端末導入スケジュール案をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては事務局から説明をお願いします。

織田副主査。

○織田事務局副主査 それでは、タブレット端末導入スケジュールについてご説明申し上げます。

こちらは令和5年度にタブレット端末を導入する場合の検討スケジュールを記載しております。

まずは、タブレット端末導入の可否について、4月、5月でご協議をいただきたいと考えております。

可否をご判断いただくに当たり、北摂他市のタブレット端末の導入状況や導入後の課題等について取りまとめた資料をお渡しする予定としており、また、タブレットの実機を使ったデモンストレーションも検討しております。

協議の結果、タブレット端末の導入が決まった場合には、例年10月頃に行われる次年度の予算要求までにタブレット端末の仕様等について協議を行っていただく

こととなります。

また、タブレット端末を導入するに当たり、運用についても協議を行い、その中で条例や規則等につきましても新設や改定が必要になる場合もございますので、令和5年度の導入までに協議を行っていただく予定でございます。

以上です。

○村上英明委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ございますでしょうか。

光好委員。

○光好博幸委員 ちょっと質問で、導入の可否をこの議運でやりましようとなったときに、予算要求して、予算計上されるかどうかというのは、またその判断なんですよ。

我々でやりましようと言ったところで、予算に計上されるかどうか、通るかどうかはまた別の話と理解したらいいんですか。

ここで決めたことが全部通るということではないですよ。

○村上英明委員長 織田副主査。

○織田事務局副主査 光好委員のご質問にお答えさせていただきます。

今、光好委員からありましたように、財政当局の判断によっては、予算がつかない可能性ももちろんございます。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 補足させていただきます。今、ご協議をしていただく時間をとっていますのが、なぜ必要なのかということも含めて検討してまいりますので、その辺を含めて財政当局と予算に関しては折衝していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 理解しました。ありがとうございます。

○村上英明委員長 では、ほかはございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、以上で本委員会を閉会いたします。

(午後0時9分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村 上 英 明

議会運営委員 香 川 良 平